

○公立大学法人首都大学東京公益通報者保護規則

(平成 22 年度法人規則第 51 号 制定 平成 23 年 3 月 31 日)

改正 平成 24 年 3 月 23 日 23 法人規則第 52 号 平成 26 年 3 月 31 日 25 法人規則第 46 号
平成 30 年 3 月 7 日 29 法人規則第 66 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)に基づき、公益通報(以下「通報」という。)及びそれに関連する相談(以下「相談」という。)を適切に処理するため、必要な事項を定めることにより、公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)における不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報者及び相談者を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 公立大学法人首都大学東京教職員就業規則(平成 17 年度法人規則第 21 号)第 2 条及び公立大学法人首都大学東京非常勤教職員就業規則(平成 17 年度法人規則第 36 号)第 2 条に定める教職員並びに臨時職員(法人に勤務する者を補助する軽易な業務に従事するため、臨時に雇用された者で、理事長が指定した者)をいう。
- (2) 派遣労働者 法人の指揮命令の下に労働する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者)をいう。
- (3) 契約先等の労働者 法人との請負契約その他の契約に基づいて、その業務に従事する労働者をいう。
- (4) 教職員等 教職員、派遣労働者及び契約先等の労働者をいう。
- (5) 通報 教職員等が、不正の利益を得る目的、他人に危害を加える目的その他の不正の目的ではなく、法人又は役員、教職員その他法人関係者について通報対象事実(法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。)が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、法人に通報することをいう。
- (6) 相談 通報者が、通報処理の仕組み、通報対象事実の該当の有無等について、通報窓口に対し助言を求めることをいう。
- (7) 学部長等
 - ア 首都大学東京
 - (ア) 学部長
 - (イ) 大学教育センター長
 - (ウ) 国際センター長
 - (エ) 学生サポートセンター副センター長
 - (オ) オープンユニバーシティ長

- (カ) 学術情報基盤センター長
- (キ) 総合研究推進機構長
- イ 産業技術大学院大学
- (ア) 研究科長

(保護体制)

第3条 法人の公益通報者保護体制は、次による。

- (1) 法人総括公益通報者保護責任者は、理事長とし、法人における公益通報者保護に係る適切な運営を総括する。
- (2) 公益通報者保護責任者は、事務組織においては事務局長、大学においては学長、高等専門学校においては校長とする。
- (3) 公益通報者保護管理者は、事務組織においては部長、大学においては学部長等、高等専門学校においては副校長とする。

(通報窓口の設置)

第4条 法人における通報の受付及び通報対象事実に関する相談に対応するため、法人内部及び法人外部に通報窓口を設置する。

2 通報窓口及び通報に係る調査手続に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、通報者保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日23法人規則第52号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日25法人規則第46号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月7日29法人規則第66号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。